

平成30年 5月29日		時 分受理	受付順位	
			発言順位	
発 言 通 告 書				
藤枝市議会議長 西原明美様				
藤枝市議会議員 17番 小林和彦 印				
次のとおり通知します。				
発言の種類	代表質問	<input checked="" type="checkbox"/> 一般質問	緊急質問	
一般質問方式	再質問以降は（包括・一問一答）方式			
1. 標 題	減災に向けて 答弁を求める者（市長・担当部長）			
<p>昭和51年8月に、東海地域で大地震が明日起きても不思議ではないという東海地震説が発表されて以来40数年が経過をしましたが、この間、地震対策事業による安全な地域づくりが進められてまいりました。</p> <p>そうした中、国は昨年予知を前提とした東海地震の情報の発表を取りやめることを決め、40年近くにわたって予知を柱の一つとして進められてきた国の防災対策が大きく転換されることになったのです。</p> <p>国が正式に予知はできないと認めたことにより警戒宣言も発表できなくなり、今後の情報には「臨時」と「定例」の二つがあり、このうち「臨時情報」は南海トラフ沿いで異常な現象が観測され巨大地震と関連するかどうか調査を開始した場合などに発表されます。</p> <p>具体的にどのような場合に発表されるかは、今後検討していくとしていますが、予知との決定的な違いは「いつ、どこで、どのくらいの大きな地震が起きるか」と絞り込んだ情報ではなく、「いつもに比べて大きな地震が起きる可能性の高まりを伝える」という点です。</p> <p>いずれにせよ、突然大地震に襲われても、命を守ることができるよう備えをしておくことが、昔も今も変わらない防災の基本です。</p> <p>国が正式に予知はできないと認めたことをきっかけに、今後より一層減災対策を強化していくことが重要だと考えます</p> <p>そこで、以下7点について伺います。</p> <p>1・今までは地震に対する予知が出来ることを前提に訓練をしてきましたが、今後は予知はできないという突発的な地震に備えた訓練を中心に防災訓練をしていかなければならないと思いますが、今後の訓練のあり方について伺います。</p>				

- 2・防災指導員制度を設けて16年、自治会長や町内会長に代わる自主防災会長の育成という意味で設けられた制度ですが、市内の自主防災会で防災指導員が防災会長として活躍している自主防災会はいくつあり、その成果、今後のあり方について伺います。
- 3・今まで医療救護施設（救護所）として、各地区の小学校在指定をされていましたが、今回救護所として市内4ヶ所に集約されました。その理由は医師の確保ができないことだと説明がありましたが、果たして、災害時に道路の確保ができて患者の搬送が可能だと考えるのか伺います。
- 4・指定避難所について、地域の人口規模にあった指定がされ、災害弱者に対する配慮がされていると考えるのか伺います。
- 5・災害時は「在宅避難」がベストであり、避難所へは行かないで車中泊や軒先避難をされる方が多いと思われるが、そうした人達の把握や支援物資の情報提供はどのようにされるのか伺います。
- 6・防災教育はされているとのことですが、自主防災組織に参加するだけでなく、より災害対応能力にあった訓練としてどのような訓練をされているのか伺います。
- 7・藤枝市内には昭和56年以前に建てられた補強を必要とする家屋は何戸あり、耐震補強が進まない理由は何故か、それに対してどのような指導（対策）をされているのか伺います。

(※ 内容は詳細に記入してください。)